

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

昭和49年3月に大学を卒業し、同年4月から家業（旅館業）を手伝い始めた時、祖父が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も納付してくれていた。

申立期間について、私と同じく祖父が保険料を納付していた両親は納付済みで、私だけ未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入の国民年金被保険者の資格取得日から、昭和50年10月から11月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、申立人の申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、i)申立期間は、12か月と比較的短期間であること、ii)申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付していること、iii)申立人の祖父が保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間を含む昭和40年4月以降の保険料を全て納付していること、iv)申立人と同様に、祖父が加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の姉は、姉の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では過年度納付となる期間を含む、婚姻により転居するまでの保険料を全て納付していることなどから判断すると、申立期間の保険料についても祖父が納付してくれていたとする申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和50年10月31日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を50年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月31日から同年12月8日まで  
② 昭和51年7月21日から同年8月1日まで

申立期間①について、社名変更（A社からB社）等があったが、同じ会社に継続して勤務しており、2か月だけの保険料の未払は考えられない。

申立期間②について、C社を昭和51年7月20日に退職し、翌日からD社に勤務しており、同年7月分の保険料も給与から控除されていたはずである。

以上のことから、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和50年10月31日から同年11月1日までの期間について、申立人から提出のあった給料明細書、申立人の雇用保険の記録及びA社の元従業員の供述により、申立人が同年10月31日まで同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和54年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認することができないが、事業

主が資格喪失日を50年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、昭和50年11月1日から同年12月8日までの期間については、申立人の雇用保険の記録、申立人と同様に、A社を50年10月31日に資格喪失し、B社で同年12月8日に資格取得している同僚（10人）及びB社の元役員の供述から、申立人は、当該期間のうち、少なくとも同年11月10日からは、B社に勤務したことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年12月8日であり、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、当該期間に係る給料明細書等の資料を所持しておらず、上記の同僚及び元役員からも、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない上、ほかに申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②について、申立人は、「昭和51年7月20日にC社を退職し、翌日からD社に勤務した。」としているが、申立人のD社に係る雇用保険の資格取得日（51年8月1日）は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、D社の当時の役員及び給与・社会保険事務担当者は、「申立人は、当初はアルバイトで入社し、8月より社員になった。D社は、地方自治体との取引もあり、社会保険等の公的なものについては確実に処理していたと思う。」と回答している。

さらに、申立人と同じく昭和51年8月1日に資格取得している同僚は、「D社には、51年7月22日から勤務した。」と供述していることから、申立期間②当時、D社においては、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料控除を確認できる関連資料

及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日を昭和34年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格取得日を昭和37年3月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月21日から同年10月1日まで  
② 昭和37年3月22日から同年4月5日まで

昭和32年6月21日から平成10年2月21日まで継続して、A社に勤務しており、その間一度も他の会社に移ったことも、この会社を一時的に退職したこともない。厚生年金保険被保険者期間に空白が生じることは無いと確信しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、申立人の雇用保険の記録、同僚が保管する給与明細書、B社が保管する人事記録及び同社からの回答により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年10月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る昭和34年9月のオンライン記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出されたE公共職業安定所への「被保険者資格転出届訂正願」によると、申立人の転勤年月日は昭和34年9月21日（当初は同年8月21日）となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届けたと推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、申立人の雇用保険の記録、B社が保管する人事記録及び同社からの回答により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年3月22日に同社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る昭和37年4月のオンライン記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間②に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。